水俣市ワクチン廃棄防止方針

　水俣市は、新型コロナウイルスワクチンの接種で予約キャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合の対応について、あらかじめ以下の方針を定め、ワクチンの廃棄防止に努める。

　市は、次に掲げる者を事前にリスト化した上で、接種会場において予期せぬキャンセル等が発生した場合は、同リストの者に対して、余剰ワクチンを接種する。

* 高齢者や障がい者と業務上接触する機会の多い者
* 児童生徒等と業務上接触する機会の多い者
* 接種会場の従事者
* 市長並びに市職員

※上記は順位付けをしたものではなく、あくまで対象者の範囲を記しています。

令和３年５月２０日

水俣市